議事要旨(4)企業会計基準「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準 適用指針「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

五反田屋専門研究員より、会計基準の文案等に基づき、前回第 111 回企業会計基準委員会(平成 18 年 8 月 22 日)における指摘事項の事務局内部における検討状況等が報告された。

1. 主な報告事項は以下のとおりである。

(1) 範囲(基準案第4項)

前回の企業会計基準委員会において、「連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表上の開示は不要」と会計基準に明記することは、注記を求める財務諸表の範囲は財務諸表等規則等で定めるという従来慣行と整合しない部分もあり、結論の背景に記述するなどの方法もあるのではないかとの意見があったが、米国基準でも同様の条項があること、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定について」にも同様の記載があることなどから、原案のままとすることでどうか。

(2) 重要な子会社の役員(基準案第20項)

重要な子会社の役員として開示対象となる場合の例示として、販売・仕入・財務等の 重要な業務執行を子会社に委ねる場合、当該子会社の役員の中に開示対象となる者が含 まれることを記述することでどうか。

- (3) 関連当事者の存在に関する開示(基準案第11項、第38項、適用指針案第11項) 重要な関連会社の要約財務情報は米国においても監査項目として取り扱われている 実務が報告され、原案のまま要約財務情報を注記対象とすることが提案された。
- (4)企業年金(基準案第5項(3) 、第22項)

これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会において、企業年金にかかる記述が複雑であるとの指摘があったことを踏まえ、わが国ではいずれの年金制度においても通常は開示対象となる取引が生じず、開示対象となるケースは限定的であることを簡潔に記載するよう改めたがどうか。

(5) 設例

役員の兼任の記載方法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等(基準案第 10 項(8))の 開示の取扱いについては、引き続き専門委員会で検討する予定である。 2. 委員等からの意見のうち主なものと、これに対する対応は、以下のとおりである。

(1) 重要な子会社の役員

今回追加された例示における、「販売・仕入・財務等の重要な業務執行」の記載は、これらを常に重要な業務と考え、該当する場合には常に開示が必要と誤解される点で問題である。例えば販売業務に関連し、販売子会社のすべての役員が開示対象と誤読されてしまうのではないか、との意見があった。

(2)企業年金

わが国では開示対象となる取引は原則として生じないことの理由が、運用方法に関連付けて説明されているが、会社との取引自体が通常は生じないことを強調すべきである、 との意見があった。

退職給付信託については、直接会社と取引を行う場合に開示を求めているが、「重要な取引」に限定すべきである、との意見があった。

これらの意見を踏まえて、専門委員会において引き続き内容を検討していくこととされた。 以上